

介護老人保健施設 陽だまり苑

通所リハビリテーション（介護予防）利用料ご案内

平成27年 4月 1日

当施設は、介護保険法に基づき、要介護度並びに要支援度に応じた介護報酬の割負担、食費等の諸経費については、利用者負担になります。

1 介護予防通所リハビリテーション費

	サービス費 (1月につき)	体制加算 (1月につき)	運動器機能 向上加算	栄養改善加算	口腔機能向上 加算	若年性認知症 受入加算
要支援1	1,812円	(I) 72円	(1月につき) 225円	(1月につき) 150円	(1月につき) 150円	(1月につき) 240円
要支援2	3,715円	(I) 144円	(1月につき) 2種類480円、3種類700円			

2 通所リハビリテーション費（大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ））

	サービス費（1日につき）							体制加算 一日につき
	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	
要介護1	316円	330円	426円	536円	697円	747円	797円	(I) 18円
要介護2	346円	384円	500円	638円	839円	889円	939円	
要介護3	373円	437円	573円	741円	982円	1032円	1082円	
要介護4	402円	491円	646円	842円	1124円	1174円	1224円	
要介護5	430円	544円	719円	944円	1266円	1316円	1366円	

※ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成し、定期的な状態の記録、リハビリの計画の評価、見直し、開始時居宅を訪問して、機能検査・指導等を行った場合、リハビリテーションマネジメント加算(I)として1月につき230円。又は加算(Ⅱ)として、開始月から6月以内 1,020円 開始月から6月以上 700円を加算します。

※ 退院(所)日又は認定日から3月以内に短期集中リハビリを行った場合、実施加算として1日110円を加算します。

※ 厚生労働大臣が定める状態にある要介護3・4・5の利用者に対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に重度療養管理加算として1日につき100円を加算します。

※ 認知症利用者の生活機能改善のためにあらゆる訓練等をプログラムし、認知症短期集中リハビリを行った場合に、実施加算(I)退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内(週2回を限度)1日240円、実施加算(Ⅱ)退院(所)日の翌日の属する月又は開始月から起算して3月以内(月4回以上)月1,920円加算します。

※ 若年性認知症利用者の受け入れの際に、受入加算として1日につき60円を加算します。

※ 管理栄養士による栄養改善プログラムを作成し、実施した場合に1回につき150円を加算します。(月2回まで)

※ 歯科衛生士による口腔機能向上プログラムを作成し、実施した場合に1回につき150円を加算します。(月2回まで)

※ 入浴を行った場合は1日につき50円を加算します。

※ 施設にて送迎を行なわなかった場合、片道につき47円減算します。

※ 人員配置他算定要因が適合した場合、中重度者ケア加算として1日につき20円を加算します。

※ その他、介護職員処遇改善加算が算定されます。

○ 食事を利用された方は、1食400円を別途頂いております。

○ 理美容を利用された方は、1回1000円を別途頂いております。

※ お問い合わせ、ご見学につきましてお気軽にお電話ください。

医療法人 真誠会 介護老人保健施設 陽だまり苑 通所リハビリテーション事業所

電話 088-686-1133 FAX 088-686-1118

[担当 前川]

